

令和4年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**6**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点150点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

【第1問】（75点）

以下の〔事例1〕および〔事例2〕を読んで、下記の（1）および（2）に答えなさい。

〔事例1〕

2022年8月3日、金属メーカーであるAは、金融業者Bから、弁済期を同年10月3日、利息を年12パーセントとする約定で、500万円を借り受けた（以下、この借受けによりAがBに対して負う債務を「債務 α 」という。）。その際、AとBは、債務 α の担保のために、Aが所有する鋼材のうち甲倉庫内にあるものすべてについて、所有権をBに移転することとした。そして、同年8月3日、甲倉庫の入口に、倉庫内の鋼材の所有権はBに帰属している旨の張り紙がされた。また、AとBとの間では、Aは鋼材を通常の営業の範囲内で処分することができる旨の約定がされた。

2022年8月20日、Cは、Aから、甲倉庫内の鋼材10本を代金100万円で購入する契約を締結し（以下、この売買契約を「本件契約①」という。）、即座に代金を支払った。Cは、それ以前にも毎月Aから鋼材10本を購入しており、この日も、自ら甲倉庫に出向いて鋼材の引渡しを受けた。その際、Cは、甲倉庫の入口に前記の張り紙があることに気づいており、鋼材の所有権がBに移転していることを認識した上で、鋼材を購入していた。

Cは、2022年9月末までに、本件契約①で購入した10本の鋼材を加工して、建築材料乙を制作した。乙の価格は120万円程度である。

（1）弁済期になっても債務 α が弁済されなかったことから、Bは、2022年10月5日に、所有権に基づき、Cに対して乙の引渡しを求めた。この請求が認められるかどうかについて、検討しなさい。（35点）

[事例2]

[事例1]の事実に加えて、以下の事実があった。

Aは、2022年8月3日に、甲倉庫内の金属粉末15袋を代金合計20万円、引渡し日を同月25日、代金支払日を同年9月30日として、Dに売却した(以下、この売買契約を「本件契約②」という。)。AはDに対するこの売掛金債権(以下、「債権β」という。)を、同年8月20日にEに15万円で譲渡し、同月22日にはAによる確定日付のある譲渡通知がDのもとに届いた。

2022年8月25日に金属粉末の引渡しを受けたDが検査をしたところ、この15袋すべてに不純物が含まれていることが判明した。そこでDは、この金属粉末をすべて即座にAに返却するとともに、Aに対して同年9月5日までに不純物を含まない金属粉末15袋を引き渡すように求めた。ところが、Aが同日までに引き渡さなかったため、Dは、同月6日に本件契約②を解除した。

(2) Eは、2022年9月30日に、債権βの支払をDに求めた。これに対して、Dは、本件契約②は解除されているから支払う必要はないと主張している。Eによる支払請求が認められるかどうかについて、検討しなさい。(40点)

【第2問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

Aは、女の子で、先天的に脳の一部に疾患を有している。Aは、2021年6月1日の時点で5歳であった。Aの父Bは、Aが生まれた直後に死亡した。Aの母Cは、Aが2歳の時にDと結婚した。それ以降、Aは、CおよびDから養育を受けて暮らしてきた。その後、Cは、Aが4歳の時に死亡した。DとAは、養子縁組をしていないが、Cの死後も同居を続け、Dは、Aの未成年後見人に就任し、Aに対して愛情を注ぎ、Aも、Dを実の父のように慕っていた。

Eは、2021年6月1日の時点で、16歳の高校2年生であった。Eの母Fと父Gは、Eが小学3年生の時に離婚し、GがEの親権者となった。それ以降、Fは、Eと面会していない。Eは、高校1年生の夏頃から、しばしば学校を無断で欠席したり、乱暴に自転車を運転したりするなど、すさんだ生活を送るようになった。Gは、1度だけ、Eに対して、しっかりとした生活を送り、交通ルールを守って自転車に乗るよう注意をしたが、Eは、これをまったく聞き入れなかった。それ以降、Gは、現在に至るまでEに対して注意をしていない。

2021年6月1日、Dは、Aと手をつないで散歩に出かけ、ある道路の路側帯の内側を歩いていた。Dは、勤務先から電話がかかってくるためAの手を放し、Aから目を離して電話での会話を続けた。Aは、Dが目を離したすきに、道路の反対側に近所の友達が居るのを見つけ、路側帯から車道へと飛び出した。他方で、Eは、いつものように学校を無断で欠席し、猛スピードを出し上記道路の車道で自転車を走行させ、AとDが居た場所の近くを通行しようとした際に、いきなり飛び出してきたAとの衝突を避けることができず、自転車をAに衝突させた。これにより、Aは、転倒して頭部を地面に打ち付けた。

Aは、病院への搬送のため救急車に乗せられた。救急隊員Hは、サイレンを鳴らしてこの救急車を運転し、赤信号の交差点にこれを進入させた際に、救急車の存在に気付かずに交差点に進入してきた何者かが運転するバイクとの衝突を回避するため、この救急車にブレーキをかけた。そして、その衝撃により、Aは、救急車内の寝台から落下し、頭部を打ち付けた。その後、Aは、この救急車により病院に搬送され治療を受けたが、事故から半年を経過した現在においても意識不明の状態にある。専門家によれば、Aの容体が回復する見込みはなく、Aの現在の容体は2度にわたる頭部への衝撃が脳の疾患に作用したことに起因するとのことである。

【設問】

A および D が、E および G に対して、どのような内容の損害の賠償を請求することができるかについて、検討しなさい。

民事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

Xは、Yとの間で、X所有の絵画（以下「本件絵画」という。）を代金200万円で売却する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したが、Yから代金の支払がなされなかったため、Yを被告として、本件売買契約に基づく代金200万円の支払を求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「前訴」という。）。

前訴では、売買代金の弁済の有無のみが争点となり、前訴の受訴裁判所は、審理の結果、Xの請求を全部認容する判決を言い渡し、これに対するYからの控訴もなく、同判決はそのまま確定した。

ところが、その後、Yは、Xに対し、本件売買契約に係る代金債務の不存在確認の訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「後訴」という。）。

【設問】

後訴の口頭弁論期日において、Yは、次のような主張をして、前訴確定判決の効力を争うことは許されるか。それぞれ、結論とその理由を答えなさい。

- （1）本件売買契約は虚偽表示により無効であるとの主張
- （2）前訴の口頭弁論終結前に発生していた本件売買契約におけるXの債務不履行の事実（相当の期間を定めた催告をしたにもかかわらず、XはYに対して本件絵画の引渡しをしなかった事実）に基づき本件売買契約を解除するとの主張

令和4年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲、乙および丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

〔事例〕

学校法人X学園の理事長甲は、来るべきY市長選挙への出馬を検討しており、当該選挙に備えて、多額の資金を準備する必要に迫られていた。そこで、甲は、X学園が所有し甲自身が占有管理するY市内に所在するX高等学校の校地Aに対して、自らを債務者とする債権額500万円の抵当権を設定して、その旨の登記を完了し、資金を借り入れた。

1週間後、甲は、X大学法学部政治学科に在学中で、過去に選挙事務所でアルバイトをした経験もある甥乙から、選挙資金について尋ねられた。甲が、入手の経緯も含めて、資金の準備状況について説明したところ、乙から、「そんな額ではどうにもなりませんよ。もっと資金を集めなければ。」と言われた。「これ以上は無理だ。」と答えた甲に対して、乙は、「抵当のこともバレなかったのだから、いっそ土地を売り払っても、大丈夫でしょう。」と提案した。

甲が、「他に方法もなさそうだな。詳しそうだから、おまえに任せるよ。」と答えたため、乙は、知り合いの不動産業者丙に連絡し、Aの売却を持ちかけた。Y市内の土地も含めて手広く取引をしていた丙は、Aが甲の所有する土地ではなく、甲乙が勝手に売却しようとしていることを知っていたが、乙の申し出に応じ、代金として5000万円を乙の口座に入金した。これを受けて、乙は、丙にAの所有権が移転した旨の登記を完了した。

この年、資金集めに奔走し勉強を怠っていた乙は、期末試験の成績が悪く、大学を卒業できずに留年することが決定した。「俺が卒業できなかったのはX大のせいだ、X大に仕返しをしたい。」と考えた乙は、深夜0時ころ、X大学構内に忍び込み、大学西棟の1階エレベーターホールにおいて、新聞紙を丸めたものにライターで火を付け、到着したエレベーターのかごの中に投げ込むと、その側壁に火を燃え移らせた。これにより、側壁に張られていた化粧鋼板表面の化粧シートの一部である、約5センチメートル四方を焼失させた。

当時、大学西棟は無人であったが、西棟の建物と本部棟の建物とは、その3階部分が長さ約10メートルの渡り廊下で接続されており、廊下には防火扉等も設置されていなかった。また、本部棟には、宿直室に警備員が常駐していたほか、理事長室では甲が残業をしていた。

刑事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】から【第3問】までに答えなさい。

〔事例〕

司法警察員 K は、令和3年7月20日、歩行中の X に対し職務質問をし、X から尿の任意提出を受けた。任意提出した X の尿の鑑定結果から覚醒剤成分が検出され、X の自白および友人 Y の目撃供述に基づいて、X は、「令和3年7月18日、東京都内の X 方において、覚醒剤若干量を注射して使用した。」との訴因で起訴された。公判において、X は犯行を否認し、Y は捜査段階における供述を覆す証言（以下「Y 証言」という。）をした。そこで、検察官 P は、「令和3年7月上旬頃から同月20日までの間、東京都内またはその周辺において、覚醒剤若干量を使用した。」との訴因に変更請求した。

【第1問】

職務質問と任意捜査の異同について説明しなさい。（15点）

【第2問】

訴因特定の要件について説明しなさい。（15点）

【第3問】

Y 証言において覆した捜査段階における Y の供述が司法警察員に対する供述調書である場合に、当該供述証書が証拠能力を有するかどうかについて、要証事実との関係で説明しなさい。（20点）

令和4年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

児童買春をしたXが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反の罪で起訴され、罰金刑に処せられた事実（以下「本件事実」という。）が報道され、その内容の全部または一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

Yは、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号であるURLを検索結果として利用者に提供することを業として行う者（以下「検索事業者」という。）である。Yが提供するサービスを受ける利用者が、Xの居住する県の名称および同人の氏名を条件として検索すると、当該利用者に対し提供される検索結果の中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等の情報（以下「本件検索結果」という。）が含まれることになる。

Xは、本件事実につき深く反省し、その後は妻子と共に生活し、犯罪を犯すことなく民間企業で働いている。Xは、Yの運営するウェブサイトを通じ、いまだに本件検索結果が提供され続けている現状を耐えがたいものと感じていた。そこで、Xは、Yに対して、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を命ずるよう、裁判所に仮処分を求め、申立てを行った。

【設問】

〔事例〕に含まれる憲法問題につき論じなさい。